

協議第 3 4 号

上下水道事業（協定項目 2 2 - 1 1 ）について

上下水道事業について、別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	22-11 上下水道事業	整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>上下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水道料金については、合併後に再編する。 2. 水道関係手数料については、合併時に再編する。 3. 工事負担金については、合併後に再編する。 4. 検針（委託）については、合併後に統合する。 5. 無水道地域給水施設整備補助金交付事業については、合併時に統合する。 6. 公共下水道使用料、賦課徴収及び負担金については、現行のまま存続する。 7. 農業集落排水施設使用料、賦課徴収及び分担金については、合併後に再編する。 8. 浄化槽施設使用料、賦課徴収及び分担金については、合併時に統合する。 				
項目	現況			調整内容	
1. 水道料金	<p>東村</p> <p>簡易水道のみ 基本料金（税別） 1ヶ月 10m3まで600円 以後 1m3につき 50円</p>	<p>吾妻町</p>	<p>上水道</p> <p>一般用 基本料金 5m3まで630円 従量料金 1m3につき126円</p> <p>官公署学校病院営業</p> <p>基本料金 50m3まで6,300円 従量料金 1m3につき126円</p> <p>共用 基本料金 5m3まで630円 従量料金 1m3につき126円</p> <p>工業用</p> <p>基本料金 200m3まで 25,200円 従量料金 1m3につき126円</p> <p>臨時用 基本料金 10m3まで1,260円 従量料金 1m3につき126円</p> <p>簡易水道（一般用以外は上水道の例による）</p> <p>一般用 基本料金 10m3まで630円 従量料金 1m3につき105円 定額料金 2,100円</p>	<p>[調整の区分] 合併後に再編</p> <p>[具体的な調整方針案] 料金の差があるため合併時は現状で行い、5年を目処に上水道は現行で簡易水道は新料金体系に整備する。</p>	

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
2 . 水道関係手数料	指定事業者指定申請手数料 1件10,000円 水道使用の各種証明 1件300円	私設消火栓立会手数料 300円 / 回 証明・閲覧手数料 200円 / 回 指定給水装置工事事業者指定手数料 10,000円 / 件 指定給水装置工事事業者証再交付手数料 2,500円 / 件	[調整の区分] 合併時に再編 [具体的な調整方針案] 手数料の統一をはかる
3 . 工事負担金	補償負担金 下水道工事に伴う布設替や給水管切廻し工事に伴うもの、消火栓支障移転・修理等に伴うもの 加入金 1 3 mm 80,000円 2 0 mm 216,000円 2 5 mm 352,000円 3 0 mm 544,000円 4 0 mm 1,072,000円 5 0 mm 1,656,000円 7 5 mm 村長が別に定める 本管から150,000円の工事まで上記の加入金で施工。自然流下の範囲が給水区域。	補償負担金 下水道工事に伴う布設替や給水管切廻し工事に伴うもの、消火栓支障移転・修理等に伴うもの 加入金 1 3 mm 105,000円 2 0 mm 153,300円 2 5 mm 190,050円 3 0 mm 246,750円 4 0 mm 339,150円 5 0 mm 558,600円 7 5 mm 837,900円 1 0 0 mm 1,474,200円 1 2 5 mm 2,289,000円 1 5 0 mm 3,282,300円 2 0 0 mm 4,377,450円 2件あれば、1件目の取り出しまでは、町で配水管を布設。自然流下の範囲が給水区域。	[調整の区分] 合併後に再編 [具体的な調整方針案] 水道加入金、工事負担金ともに5年を目途に再編する
4 . 検針(委託)	4社に委託。 検針月20日から翌月5日頃までに必要なものを渡し、10日までに検針する。 委託料(1件当たり) 110円 / 件 年間まとめて支払い。 保険...未加入	個人の検針人7名に委託。委託契約は2年毎で、特に申入れが無ければ更新。 検針月25日に必要なものを役場まで取りに来て、翌月5日までの間に検針する。 上水(偶数月)、簡易水道(奇数月) 委託料 全地区100円 / 件 保険...日本水道協会の保険に加入	[調整の区分] 合併後に統合 [具体的な調整方針案] 吾妻町に統合 (上水:偶数月 簡水:奇数月)

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
5 . 無水道地域 給水施設整備補 助金交付事業	該当なし	<p>町営以外の簡易水道等整備事業の施工者に対し予算の範囲内において当該事業の施工に要する経費について補助金を交付することが出来る。</p> <p>補助率等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の率は当該施設による工事費及び用地費の合計額について、町長が認める額の10分の5以内。 上限150万円。 ・補助金の額は、全項目検査手数料の3分の1とする。 	<p>[調整の区分]</p> <p>合併時に統合</p> <p>[具体的な調整方針案]</p> <p>吾妻町に統合</p> <p>[調整方針の理由]</p> <p>計画的に公営に移管する。</p>
6 . 公共下水道 使用料、賦課徴 収及び負担金	該当なし	<p>下水道使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料の額 <ul style="list-style-type: none"> 汚水排除10m3まで 1,365 円 10超え30m3まで 1m3当たり147円 30超え60m3まで 1m3当たり157.5円 60超え100m3まで 1m3当たり168円 100m3超え 1m3当たり178.5円 ・従量制・隔月徴収・単独で徴収 <p>受益者負担金</p> <p>(1) 負担金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共樹 1 個につき 245,000円 1 画地の地積 1 m2につき 30円 <p>(2) 賦課及び徴収</p> <p>下水道供用開始地区の公共ます設置済の土地に対して賦課。</p> <p>使用開始から 1 年以内に 1 括若しくは 4 分割して徴収。</p> <p>供用開始より 1 ・ 2 年以内の使用開始は 早期使用開始奨励金を交付。負担金の金額</p>	<p>[調整の区分]</p> <p>存続する。</p> <p>下水道使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用量の算定については、現状のまま引き継ぐ。 <p>受益者負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担基準については現状のまま引き継ぐ。

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		の6%・3%の金額を交付。 負担金の徴収猶予 負担金の減免 督促手数料 0円 延滞金 14.5%	
7. 農業集落排水施設使用料、賦課徴収及び分担金	排水処理施設使用料 ・事業所（毎月） 汚水排除10m3まで 1,200円 11以上20m3まで 1m3当たり120円 21以上50m3まで 1m3当たり130円 51m3以上 1m3当たり140円 ・一般家庭（毎月） 1世帯当り 月額2,500円 1人当り 400円 受益者分担金 (1) 分担金の額 一戸当たり200,000円 (2) 賦課及び徴収 月々の積立か、一括納付	[概要] 農業集落排水施設使用料 ・公共下水道事業と同じ 分担金 (1) 分担金の額 事業費の5% (2) 賦課及び徴収 工事施工年度末に一括賦課徴収。	[調整の区分] 合併後に再編する。 農業集落排水施設使用料 ・合併後に再編する。 受益者分担金 ・合併後に再編する。
8. 浄化槽施設使用料、賦課徴収及び分担金	該当なし	使用料 ・定額制を採用・毎月徴収・単独で徴収 (1) 月額使用料 ・合併処理浄化槽の人槽により定額 ・1人槽当たり720円 例：5人槽 5人×720円=3,600円/月 ・集合住宅 算式：上記使用料/全戸数×使用戸数 ・営業用 10人槽まで3,200円・20人槽まで4,880円 30人槽まで6,660円・40人槽まで7,910円 50人槽まで9,390円 汚泥引き抜き清掃料別途徴収	[調整の区分] 吾妻町のみの実施している事業のため、吾妻町の例により、合併時に統合する。

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		設置時使用料 ・ 定額制・設置申請者から工事着手前に徴収 (1)設置時使用料の額 ・ 合併処理浄化槽の人槽により定額 ・ 1人槽当たり30,000円 例：5人槽 5人×30,000円 = 150,000円	